

十日町市新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

(令和2年5月15日策定:健康づくり推進課)

1 はじめに

国は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための「新しい生活様式」を示し、事業者へ「業種ごとの感染拡大予防対策等について」を示しました。

市では今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくために、施設利用時の感染症予防対策ガイドラインを作成し、市民や事業所の皆様の感染を予防したいと考えています。このガイドラインをもとに、各施設で対応マニュアルを作成し、感染する危険性（動線や接触）を確認したうえで施設での対策を進めて下さい。

2 感染リスクに応じた対策の検討をする前に知って頂きたいこと

新型コロナウイルスは飛まつ感染と接触感染によりうつるといわれている。

感染が広がる仕組み		感染の危険が高い条件や場所
飛まつ感染	感染者の飛まつ（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染する。	感染する危険が高い条件 ①換気が不足する場所 ②人と人の距離が近い場所 （1～2mを確保できない所） ③施設内で大声を出す場所
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつく。他の方がそれをさわるとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染する。	感染する危険が高く注意する場所 ①お互いに共通でさわる所 施設ごとで大勢が触れると考えられる場所、ドアノブなど ②多くの人が高い頻度でさわる所 テーブル、いすの背もたれ、ドアノブ 電気のスイッチ、電話、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど

○対策の準備のために検討する項目を「□」で表記し、参考目安を「※」で記載

3 感染予防のために安全に入場できる条件（感染防止のための入場者整理）

- ☐ 緊急事態宣言解除後最初の2週間は通常の5割以下の人数を目安にする。
- ☐ 他の人と手を伸ばして届かない十分な距離、できるだけ2m（最低1m）を取るようにする。
- ☐ 発熱または咳、のどの痛みなどのかぜ症状がある方は入場を見合わせる。
- ☐ 入口及び施設内に手指の消毒液等を設置する。
- ☐ マスクの着用を周知し勧める。
- ☐ 施設の消毒を徹底する

※「10 清掃・消毒」を参照

4 症状のある方の入場制限

- ☐ 発熱や軽度であっても咳・のどの痛みなどがある人は入場しないよう周知する。
 - ・催し物や研修会などのチラシなどに入場制限について掲載する。
 - ・施設入り口に入場制限の説明を掲示する。
- ☐ 来場時に発熱など体調不良を疑わせる人がいた場合は入場しないよう呼びかける。
 - ・発熱していないか、体温計で体温を確認する。
 - ・37℃以上の場合は入場しないように説明する。
- ☐ 感染拡大防止のために入場者名簿を準備する。
 - ・万が一感染した方が発生した場合に、来場者の体調確認のための入場者名簿を準備する。（入館日時、住所、氏名、連絡先電話番号等を記入する）
 - ・個人情報取り扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理する。
 - ・来場者は連絡が取れる方法を入場者名簿に記入する。

5 会議、会合

- ☐ 参加人数は多くならないようできるだけ少人数にする。
 - ※会場の広さを配慮しながら、人と人との距離をできるだけ2m、最低でも1m間隔が開けられる人数を目安にする。
- ☐ できるだけ短い時間で終わるよう工夫する。
- ☐ 飲食や飲酒を伴う会合の場合、3密の回避や席の配置（真正面を避ける）を配慮する。
 - ※飲食はマスクを外す時間が長くなりがちであり、人数は10人を超えない範囲にする。
 - ※感染拡大防止のために、家族以外の会食はなるべく避ける。

6 感染対策

- ☐ 施設の換気を徹底する。
 - ・2方向の窓を1回、数分間程度、全開にする。
 - ・回数は1時間に2回以上を目安に換気する。
- ☐ 大勢の人が使用する物品や手がよく触れる箇所を最低限にする。
- ☐ 複数の人の手が触れる場所を消毒する。
 - ※最低でも、朝、夕の1日2回程度。人が多い所では1日3回が目安となる。
- ☐ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒する。
 - ※公民館、集会場ではコップ、箸など適切に洗浄する。
 - ※物に付いたウイルスはしばらく生存するため、清潔な取り扱いや洗剤での洗浄、必要時の消毒も行う。
- ☐ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで仕切る。
 - ※「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛まつが飛ぶ」ため対面での会話で1～2mの距離が取れない場合は、マスクの着用やカーテンなどで飛まつを避ける工夫が必要。

- ☐ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ☐ こまめに手を石鹸で洗うことや手指のアルコール消毒を行う。

7 トイレ（※感染リスクが比較的高いと言われているため感染予防に気を付ける。）

- ☐ トイレの清掃については、便器内を通常のトイレ用（家庭用）洗剤で清掃をする。
- ☐ ドアノブなど大勢の人が触る場所は、消毒液（薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤★）で拭いた後、水拭きする。★主成分が次亜塩素酸ナトリウムで濃度 0.05%別紙「消毒作業工程」参照
- ☐ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ☐ ペーパータオルを設置するか、個人のハンカチ等を使用してもらう。
- ☐ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは使用しない。
- ☐ 手洗い場に、手洗いのリーフレットを掲示する。

8 職員・従業員の休憩スペース

（※感染リスクが比較的高いと言われているため感染予防に気を付ける。）

- ☐ 休憩は一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話をしないようにする。
※隣の人と一つ飛ばしに座ることや真向いに座らず、互い違いに座るのも有効。
- ☐ 休憩スペースは、1 時間に 2 回以上を目安で換気することに努める。
- ☐ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ☐ 職員・従業員の休憩スペースでは、使用する際に、入退室の前後に手洗いをする。

9 ゴミの廃棄

- ☐ 鼻水、だ液などが付いたごみ（ティッシュ等）は、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ☐ ゴミを回収する人は、マスクや手袋をしてゴミの回収を行う。
- ☐ 回収後、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

10 清掃・消毒

- ☐ 洗面台など通常の場所では市販されている家庭用洗剤（界面活性剤含有の洗浄剤）や薄めた家庭用塩素系漂白剤を用いて清掃する。
 - ☐ 清掃後に、大勢の人が触れた所（手すり、ドアノブ、テーブル、椅子等）の表面を消毒する。
 - ・始業前、終業時に消毒液（薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤）で拭いた後、水拭きする。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃でよい。
- ※消毒方法については、別紙「消毒作業工程（建物、物品）」資料参照

11 新型コロナウイルス感染症予防に関する基本的知識の周知徹底

- ☐ 職員・従業員に対し、感染症予防に関する基本的な知識を周知し、感染防止策を徹底さ

せるため必要な指導・教育を行う。

12 その他

- ☐ 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化する傾向があることから、高齢者が多く利用する施設等では、各施設で感染予防についてより徹底した対応を行う。
- ☐ 施設内で感染者が発生した場合には、施設内の消毒及び施設利用を一時中止する、合わせて保健所による追跡調査に協力する。

(参考) 上記のほか、業種毎の感染防止対策の例など

1 催し物（イベント等）について

イベントの開催には、次の①から③の条件を満たす必要がある。

- ☐ 感染防止対策を講じたうえでの比較的小人数のイベントを検討する
※参加人数が最大でも 50 人程度と言われているが、以下の条件が必要。
- ☐ ① 3つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと（他人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離 2 mを目安にする）
- ☐ ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されないことを目安にする。
- ☐ ③ その他、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）を行う。

2 劇場、集会場または公会堂、展示場

施設で開催する催し物（イベント等）に関しては、「1 催し物（イベント等）について」を参考に、参加する人数が比較的小人数のもの等に限定する。

- ☐ マスク着用の上、四方を空けた席の配置など十分な座席の間隔が確保されること。
- ☐ 入場や退場時に並ぶことや、集合場所などにおいて人と人との間隔（できるだけ 2 mを目安に）が確保されること。
- ☐ 適切な消毒や換気等が行われること。

3 物品販売業を営む店舗、学習支援業を営む施設

- ☐ 「1 催し物（イベント等）について」と同様の対策に加え、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで仕切る。
※従業員と客との間や、客と客との間にパーテーションを設けるなどの徹底した感染症対策を行う。

4 食堂、レストラン、喫茶店など接待を伴わない飲食店

- ☐ 個室などの密閉した部屋の使用を避ける。
- ☐ 座敷席等における多人数での使用を控える。
※「多人数」とは10人以上が想定されているが、なるべく少ない方が良い。
- ☐ 座席の間にパーティションを設け、又は座席の間隔を十分に空ける。
※隣の人と一つ飛ばしに座ることや真向いに座らず、互い違いに座るのも有効。
3密の環境を徹底的に排除する。
- ☐ 接客時等では、マスクを着用する。
- ☐ 客の入れ替え時は、適切な消毒や清掃を行う。
- ☐ 大皿での取り分けによる食品提供を自粛する。
- ☐ 従業員や出入り業者に発熱等のかぜ症状がある場合は職場を休み、体調の変化を見るなど、職場へのウイルスの持ち込みを予防する。衛生面や健康面の管理に気をつける。
- ☐ 酒類の提供時間について配慮する。

5 運動、スポーツ施設

- ☐ ロッカー、シャワー等屋内共用施設は広さを考えて一度に使用する人数を制限する。
- ☐ ロッカーは一つおきに使用する
- ☐ 極力マスクを着用する。
- ☐ 使用する機器（トレーニングマシン等）を1回1回消毒する。
- ☐ 休憩室やロッカーなどでの談笑はしばらく控える。

6 各業種におけるガイドライン

令和2年5月15日現在把握分を以下のとおり掲載。

経団連

オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040_guideline1.html

製造事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040_guideline2.html

全国スーパーマーケット協会

小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

<http://www.super.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/corona-retail-guideline20200514.pdf>

農林水産省のホームページに各種ガイドライン掲載あり

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html